



平成 18 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社マルハグループ本社
代 表 者 名 代表取締役社長 五十嵐 勇二
(コード番号 1334 東証第一部)
問 合 せ 先
経営企画本部広報・IRグループ長 川 文 人
(TEL 03-3216-0821)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 22 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 2 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)(以下「会社法等」という。)の平成 18 年 5 月 1 日施行に伴い、現行定款の一部を次のとおり変更を行うものであります。

- (1) 公告方法(変更案第 5 条): 株主の利便の向上と公告掲載費用の節減をはかるため、当社の公告を日本経済新聞への掲載から電子公告に変更し、併せて電子公告ができないときの措置を定めるものであります。
- (2) 「会社法等」の施行により定款に定めることが可能となる事項等に関し、以下の変更を行うものであります。

自己の株式の取得(変更案第 8 条第 2 項): 会計監査人設置会社は、会社法第 459 条の規定に基づき、取締役会の決議によって自己の株式を取得することが可能となりますので、機動的な資本政策を遂行することが可能となるよう、当該規定を新設するものであります。

株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供(変更案第 24 条): 定款に定めることによって、株主総会の招集に際しインターネットを利用する方法で株主総会参考書類等を開示した場合は株主に対して提供したものとみなすことが可能となりますので、株主の利便性を高めるために新設するものであります。

取締役会の決議の省略(変更案第 34 条): 取締役会において、いわゆる書面決議が認められることとなりますので、経営判断をより機動的に行えるよう、全取締役の

同意があり、全監査役にも異議がない場合に限り、現に会議を開催しない形で取締役会の決議を認めるものであります。

監査役の責任免除(変更案第43条第2項): 社外監査役の責任限定契約の締結が可能となりますので、独立性の高い優秀な人材を迎えられるよう、当該規定を新設するものであります。

会計監査人の章を第7章に新設し、以下の条文を定めるものであります。

選任方法(変更案第44条) 任期(変更案第45条): 会計監査人の選任方法、任期。

- (3) 「会社法等」の施行に合わせ、下記の規定について、用語の変更等所要の手当てを加えるものであります。

発行可能株式総数(変更案第6条) 自己の株式の取得(変更案第8条第1項、第3項) 単元株式数および単元未満株券の不発行(変更案第9条) 株式取扱規程(変更案第11条) 優先配当金(変更案第12条) 優先中間配当金(変更案第13条) 優先株主に対する残余財産の分配(変更案第15条) 優先株式の消却等(変更案第16条) 優先株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等(変更案第18条第2項) 優先株式の取得請求権(変更案第19条) 優先株式の取得条項(変更案第20条) 定時株主総会の基準日(変更案第22条) 決議の方法(変更案第25条) 議決権の代理行使(変更案第26条) 員数(変更案第28条) 選任方法(変更案第29条第2項) 任期(変更案第30条) 代表取締役および役付取締役(変更案第31条第1項) 取締役会の招集通知(変更案第33条第2項) 取締役会規程(変更案第35条) 取締役の責任免除(変更案第36条) 員数(変更案第37条) 選任方法(変更案第38条第2項) 任期(変更案第39条) 常勤の監査役(変更案第40条) 監査役会の招集通知(変更案第41条第2項) 監査役会規程(変更案第42条) 監査役の責任免除(変更案第43条第1項) 事業年度(変更案第46条) 剰余金の配当の基準日(変更案第47条) 配当金の除斥期間(変更案第48条)

なお、下記の条文は、「会社法等」の施行に伴い、平成18年5月1日付で当社定款に定めがあるものとみなされております。

機関(変更案第4条): 取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を設置する旨

株券の発行(変更案第7条): 全部の種類株券を発行する旨

株主名簿管理人(変更案第10条): 株主名簿管理人を設置する旨

- (4) 代表取締役および役付取締役(変更案第31条第2項): 取締役会における監督機能を充実するための選択肢として、役付取締役に「取締役会長」を追加するものであります。

- (5) その他、現行定款について、削除その他の修正ならびに条数の変更等を行い、附則を削除いたしました。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(新設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、12億株とし、このうち11億7,000万株は普通株式、3,000万株は優先株式とする。ただし、株式の消却が行われた場合または優先株式の普通株式への転換が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>(新設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって、自己株式を買受けることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>— 当社が自己株式を買受けまたは消却するときは、普通株式または優先株式のうち、いずれか一または複数の種類につき行うことができる。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人 <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、12億株とし、このうち11億7,000万株は普通株式、3,000万株は優先株式とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、全部の種類株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>当社は、会社法第459条の規定により、取締役会の決議によって、同法第160条第1項の規定による決定をする場合以外の場合における同法第156条第1項各号に掲げる事項を定め、自己の株式を取得することができる。</p> <p>— 当社が自己の株式を取得または消却するときは、普通株式または優先株式のうち、いずれか一または複数の種類につき行うことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の普通株式および優先株式の1単元の株式の数は、1,000株とする。</p> <p>当社は、1単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(基準日)</p> <p>第8条 当社は、毎年3月31日現在の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>当社は、前項または本定款に別段の定めがある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議により一定の日を定め、あらかじめ公告して、その日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者としてすることができる。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備置き、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券不所持の申出、株券の交付、株券喪失登録の手續、単元未満株式の買取り、届出事項の受理等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取りその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の普通株式および優先株式の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(削除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 優先株式</p> <p>(優先配当金)</p> <p>第11条 当社は、<u>第46条に定める利益配当</u>を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録質権者（以下「優先登録質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、優先株式1株につき年20円を上限として、当該優先株式の発行に際し、取締役会の決議で定める額の<u>利益配当金</u>（以下「優先配当金」という。）を支払う。</p> <p>ある<u>営業年度</u>において、優先株主または<u>優先登録質権者</u>に対して支払う<u>利益配当金の額</u>が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌<u>営業年度</u>に累積しない。</p> <p>優先株主または<u>優先登録質権者</u>に対しては、優先配当金の額を超えて配当を行わない。</p> <p>(優先中間配当金)</p> <p>第12条 当社は、優先株主または<u>優先登録質権者</u>に対して、中間配当を行わない。</p> <p>(優先配当金の除斥期間)</p> <p>第13条 第47条の規定は、優先配当金の支払についてこれを準用する。</p> <p>(優先株主に対する残余財産の分配)</p> <p>第14条 当社の残余財産を分配するときは、優先株主または<u>優先登録質権者</u>に対し、普通株主または<u>普通登録質権者</u>に先立ち、優先株式1株につき1,000円を支払う。</p> <p>優先株主または<u>優先登録質権者</u>に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p>(優先株式の消却等)</p> <p>第15条 当社は、いつでも優先株式を買受け、これを保有し、<u>または株主に配当すべき利益をもって、当該買受価額により消却</u>することができる。</p> <p>前項に基づく優先株式の<u>買受け</u>または消却は、いずれか一または複数の種類につき行うことができる。</p> <p>(優先株主の議決権)</p> <p>第16条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 優先株式</p> <p>(優先配当金)</p> <p>第12条 当社は、<u>第47条に定める金銭による剰余金の配当</u>を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、優先株式1株につき年20円を上限として、当該優先株式の発行に際し、取締役会の決議で定める額の<u>剰余金の配当</u>（以下「優先配当金」という。）を支払う。</p> <p>ある<u>事業年度</u>において、優先株主または<u>優先登録株式質権者</u>に対して支払う<u>剰余金の配当の額</u>が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌<u>事業年度</u>に累積しない。</p> <p>優先株主または<u>優先登録株式質権者</u>に対しては、優先配当金の額を超えて配当を行わない。</p> <p>(優先中間配当金)</p> <p>第13条 当社は、優先株主または<u>優先登録株式質権者</u>に対して、中間配当を行わない。</p> <p>(優先配当金の除斥期間)</p> <p>第14条 第48条の規定は、優先配当金の支払についてこれを準用する。</p> <p>(優先株主に対する残余財産の分配)</p> <p>第15条 当社の残余財産を分配するときは、優先株主または<u>優先登録株式質権者</u>に対し、普通株主または<u>普通登録株式質権者</u>に先立ち、優先株式1株につき1,000円を支払う。</p> <p>優先株主または<u>優先登録株式質権者</u>に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p>(優先株式の消却等)</p> <p>第16条 当社は、いつでも優先株式を<u>取得し、これを保有し、当該取得価額により消却</u>することができる。</p> <p>前項に基づく優先株式の<u>取得</u>または消却は、いずれか一または複数の種類につき行うことができる。</p> <p>(優先株主の議決権)</p> <p>第17条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(優先株式の併合または分割、新株引受権等)</p> <p>第17条 (条文省略) 当社は、優先株主に対し、<u>新株の引受権、新株予約権の引受権もしくは新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権もしくは社債の引受権を</u>与えない。</p> <p>(優先株式の転換予約権)</p> <p>第18条 優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める<u>転換を請求し得べき期間</u>(以下「<u>優先株式転換請求期間</u>」という。)中、<u>当該決議で定める転換の条件で、優先株式の普通株式への転換を請求することができる。</u></p> <p>(優先株式の一斉転換)</p> <p>第19条 <u>優先株式転換請求期間中に転換請求のなかった優先株式は、同期間の末日の翌日</u>(以下「<u>一斉転換基準日</u>」という。)をもって、優先株式1株の払込金相当額を<u>一斉転換基準日</u>に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式となる。<u>ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。この場合、当該平均値が優先株式発行に際して取締役会の決議で定める<u>下限転換価額</u>を下回るときは、優先株式1株の払込金相当額を当該<u>下限転換価額</u>で除して得られる数の普通株式となる。</u></p> <p>前項の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、<u>商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第20条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(優先株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等)</p> <p>第18条 (現行どおり) 当社は、優先株主に対し、<u>募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利もしくは募集新株予約権付社債の割当てを受ける権利を</u>与えない。</p> <p>(優先株式の取得請求権)</p> <p>第19条 優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める<u>当該優先株式を取得することを請求することができる期間</u>(以下「<u>優先株式取得請求期間</u>」という。)中、<u>当社に対して当該優先株式の取得を請求することができる。その場合、当社は、当該優先株式1株を取得するのと引換えに当該決議で定める条件で普通株式を交付する。</u></p> <p>(優先株式の取得条項)</p> <p>第20条 当社は、<u>優先株式取得請求期間中に取得の請求のなかった優先株式を、同期間の末日の翌日</u>(以下「<u>一斉取得基準日</u>」という。)をもって取得する。その場合、優先株式1株の払込金相当額を<u>一斉取得基準日</u>に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式を<u>当該優先株主に対して交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。この場合、当該平均値が優先株式発行に際して取締役会の決議で定める<u>下限取得価額</u>を下回るときは、優先株式1株の払込金相当額を当該<u>下限取得価額</u>で除して得られる数の普通株式となる。</u></p> <p>前項の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、<u>会社法に定める株式併合の場合の一に満たない端数の処理の規定に準じてこれを取扱う。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(<u>定時株主総会の基準日</u>)</p> <p>第22条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集権者および議長) 第21条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(決議方法) 第22条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使) 第23条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。 <u>前項の場合、代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(議事録) 第24条 <u>株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p>(種類株主総会) 第25条 <u>第21条、第23条および第24条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u> 第8条の規定は、定時株主総会と同時に開催される種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>第5章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の定員) 第26条 当会社の<u>取締役</u>は、3名以上とする。</p> <p>(取締役の選任方法) 第27条 (条文省略)</p>	<p>(招集権者および議長) 第23条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第24条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法) 第25条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u> <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使) 第26条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。 <u>株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(種類株主総会) 第27条 <u>第23条および第26条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第5章 取締役および取締役会</p> <p>(員数) 第28条 当会社の<u>取締役の員数</u>は、3名以上とする。</p> <p>(選任方法) 第29条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(条文省略)</p>	<p>取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第28条 <u>取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	<p>(任期)</p> <p>第30条 <u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第29条 <u>代表取締役は、取締役会の決議をもって定める。</u></p> <p><u>取締役会の決議をもって、取締役社長1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第31条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p><u>取締役会は、その決議によって取締役会長および取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第30条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p>取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第32条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第34条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。</u></p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第33条 <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(取締役会規程)</p> <p>第34条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第35条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第35条 <u>当社は、商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第36条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>当社は、<u>商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任に関し、同条第19項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p> <p>第6章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の定員) 第36条 当社の監査役は、3名以上とする。</p> <p>(監査役の選任方法) 第37条 (条文省略) 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期) 第38条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第39条 監査役は、<u>その互選をもって常任監査役を定める。常任監査役は、常勤とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(監査役会の招集通知) 第40条 (条文省略) 監査役全員の同意があるときは、招集の<u>手続を経ないで監査役会を開くことができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法) 第41条 監査役会の決議は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録) 第42条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、<u>これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p>(監査役会規程) 第43条 監査役会に関する事項は、<u>法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令が規定する額を限度として限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第6章 監査役および監査役会</p> <p>(員数) 第37条 当社の監査役の員数は、3名以上とする。</p> <p>(選任方法) 第38条 (現行どおり) 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期) 第39条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第40条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u> <u>監査役会は、常勤の監査役の中から常任監査役を選定することができる。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第41条 (現行どおり) 監査役全員の同意があるときは、招集の<u>手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(監査役会規程) 第42条 監査役会に関する事項は、<u>法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第44条 当社は、商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第43条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令が規定する額を限度として限定する契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第7章 会計監査人</p> <p>(選任方法)</p> <p>第44条 会計監査人は、株主総会において選任する。</p> <p>(任期)</p> <p>第45条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</p>
<p>(営業年度および決算期)</p> <p>第45条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎営業年度の末日を決算期とする。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第46条 当社の利益配当金は、毎年3月31日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第47条 利益配当金は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(設立に際して発行する株式)</p> <p>第1条 当社の設立は、商法第364条の株式移転による。</p> <p>当社の設立に際して発行する株式の総数は、普通株式3億株とする。</p> <p>(最初の営業年度)</p> <p>第2条 当社の最初の営業年度は、第45条の規定にかかわらず、当社設立の日から平成17年3月31日までとする。</p>	<p style="text-align: center;">第8章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第46条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第47条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第48条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(最初の監査役の任期)</p> <p>第3条 当社の最初の監査役の任期は、第38条の規定にかかわらず、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	

3 . 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 18 年 6 月 29 日 (木曜日)

定款変更の効力発生日

平成 18 年 6 月 29 日 (木曜日)

以上